

大阪スーパーシティ協議会規約の一部改正について

1 改正理由

万博後のスーパーシティの取組の推進及び第 6 回大阪スーパーシティ協議会における委員からの意見も踏まえ、「大阪スーパーシティフィールド認証要綱」に基づき認証を受けた者を協議会構成団体に追加することとし、併せて文言の整理を行うため。

2 改正内容

別紙のとおり

大阪スーパーシティ協議会規約の一部改正について

大阪スーパーシティ協議会規約の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第3条 <u>本規約において「大阪スーパーシティ全体計画」とは、区域会議が区域計画の案（以下「基本構想」という。）を作成するにあたって、地元自治体として大阪のスーパーシティがめざす姿、指定区域で実施する先端的服务及び規制改革の内容等を全体的かつ網羅的に取りまとめるもので、大阪府及び大阪市が作成するもの（以下「全体計画」という。）をいう。</u> (協議会の組織) 第5条 協議会は、別表第1左欄に掲げる<u>者</u>（以下「構成団体」という。）をもって構成する。 (略) 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき<u>又は</u>会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (幹事会議) 第8条 幹事会議は、本会議の命を受け、第4条各号に規定する事項に関する具体的な検討、協議及び調整を行い、その結果について本会議に報告するものとする。 (略) 5 議長は、必要があると認めるときは幹事以外の者に対して幹事会議への出席を求めることができる。 (守秘義務) 第10条 構成団体は協議会の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、本会議で公表した情報及び既に公知の情報についてはこの限りではない。 <u>2 前項の規定は、協議会の退会後においても、なおその効力を有するものとする。</u> (雑則) 第13条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。	(定義) 第3条 <u>この規約において「大阪スーパーシティ全体計画」とは、区域会議が区域計画の案（以下「基本構想」という。）を作成するにあたって、地元自治体として大阪のスーパーシティがめざす姿、指定区域で実施する先端的服务及び規制改革の内容等を全体的かつ網羅的に取りまとめるもので、大阪府及び大阪市が作成するもの（以下「全体計画」という。）をいう。</u> (協議会の組織) 第5条 協議会の構成団体は、別表第1左欄に掲げるとおり、大阪府、<u>大阪市、経済団体及びスーパーシティ構想に関係を有する団体等</u>（以下「構成団体」という。）をもって構成する。 (略) 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき<u>または</u>会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (幹事会議) 第8条 幹事会議は、本会議の命を受け、第4条各号に規定する事項に関する具体的な検討、協議及び調整を行い、その結果について本会議に報告するものとする。 (略) 5 議長は、必要があると認めるときは幹事<u>会議</u>以外の者に対して幹事会議への出席を求めることができる。 (守秘義務) 第10条 構成団体は協議会の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、本会議で公表した情報及び既に公知の情報についてはこの限りではない。 (雑則) 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。

別表第 1（第 5 条関係）

協議会構成団体

構成団体	委員
大阪府	知事
大阪市	市長
公益社団法人関西経済連合会	会長
大阪商工会議所	会頭
一般社団法人関西経済同友会	代表幹事
グラングリーン大阪開発事業者 JV	JV 代表企業（三 菱地所株式会社） 執行役社長
「大阪スーパーシティフィールド認証要綱（令和 8 年 月 日施行）」に基づき大阪府知事及び大阪市長の認証を受けた者	左記団体の代表者

別表第 1（第 5 条関係）

協議会構成団体

構成団体	委員
大阪府	知事
大阪市	市長
公益社団法人関西経済連合会	会長
大阪商工会議所	会頭
一般社団法人関西経済同友会	代表幹事
グラングリーン大阪開発事業者 JV	JV 代表企業（三 菱地所株式会社） 執行役社長

附 則

この規約は、令和 8 年 月 日から施行する。